

令和5年9月25日

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～ 令和10年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を25%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和5年10月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、多能工化など）・実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年10月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和6年 4月～ 制度導入、社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知